



国土を **整え**、全力で **備える**

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料 | 平成28年12月28日

<同時資料提供先>

合同庁舎記者クラブ・岡山県政記者クラブ・中国地方建設記者クラブ

『道路協力団体』の第1回指定として1団体を指定しました！

- 中国地方整備局では国が管理する国道（直轄国道）について、道路協力団体^注が創設されて初めてとなる公募を11月から行いました。
- 今回申請頂いた団体について審査した結果、平成28年12月27日付けで下記団体を道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

道路協力団体名称	所在地
ユーザーサービス ^{びぜん} 備前	岡山県 ^{びぜん} 備前市 ^{ともふ} 友延786-1

- 指定された法人等の名称等の情報は、別紙1でご確認下さい。

注）道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、本年4月に創設されました。制度の概要については、別紙2をご覧ください。制度の概要は以下のHPでも確認ができます。

【道路協力団体HP】 <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/doyroj/dantai/>

○問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局

TEL 082-221-9231（代表）

道路計画課長	岡 ^{おか} 本 ^{もと}	雅 ^{まさ} 之 ^{ゆき}	（内線4211）
建設専門官	前 ^{まえ} 田 ^た	文 ^{ふみ} 雄 ^お	（内線4614）

（広報担当窓口）	広報広聴対策官	坂 ^さ 屋 ^か	政 ^{まさ} 之 ^{ゆき}	（内線2117）
企画部	環境調整官	松 ^{まつ} 本 ^{もと}	治 ^{はる} 男 ^お	（内線3114）

道路協力団体指定の状況(中国地方整備局管内)

別紙1

指定番号	指定年月日	道路協力団体に 指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(中国地方整備局)岡山第1号	平成28年12月27日 (初回指定:平成28年12月27日)	平成31年12月26日まで	ユーサービス ^{ビゼン} 備前	岡山県 ^{ビゼン} 備前市 ^{トモノブ} 友延 786-1

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

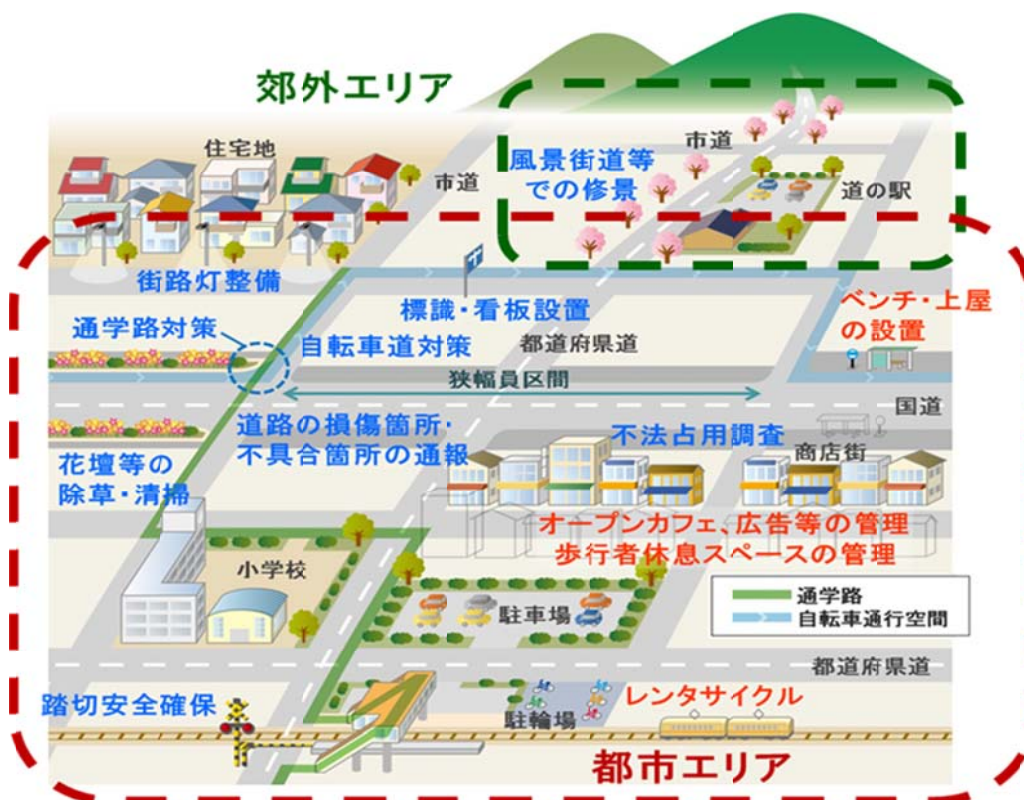
2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 20
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。
申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

